

外国人住民の皆さんへ To foreign inhabitants

外国人住民の登録制度が変わります (7月9日(月)から施行)

Registration system of foreign inhabitants
is changed. (it takes effect on Monday, July 9)

法律の改正に伴い、7月9日(月)から、外国人住民の登録制度が変更になります。

これにより、外国人登録制度は廃止され、外国人住民の皆様は住民基本台帳制度の対象となります。

市民生活課戸籍住民係 ☎ 0824-73-1157

外国人住民の方にとって利便性が
向上します。

We take it towards foreign
inhabitants, and convenience
improves

外国人住民の方にも住民票を作成
しますので、外国人と日本人で構成す
る世帯の方にも、世帯全員が記載され
た住民票の写しなどが発行できるよ
うになります。

住民基本台帳は、住民に関する事
務処理の基礎となるので、転入届など
により、国民健康保険等各種行政サー
ビスの届け出が一本化され手続きが
簡素化されます。

証明書などが更新されます
Certificates, etc.
will be updated

特別永住者には、市町村で「特別永
住者証明書」が、中長期在留者には、
入国管理局で「在留カード」が交付さ
れます。現在の「外国人登録証明書」
は7月以降、一定期間(表参照)「特別
永住者証明書」または「在留カード」
としてみなされます。

また、特別永住者証明書、在留カ
ードは事前に交付申請ができます。受
け付け窓口は特別永住者は市役所、
中長期在留者は地方入国管理局(広
島入国管理局)になります。(ただし、
特別永住者証明書の受け取りは7月
9日(月)以降になる予定です。)

●特別永住者証明書の事前申請に必
要なもの
旅券、外国人登録証明書、写真1枚
(4cm×3cm、3ヶ月以内に撮影したもの)

●申請受け付け
市民生活課戸籍住民係
または各支所市民生活室
※在留カードは広島入国管理局(☎
082-221-4411)へ問い合わせください。

仮住民票を5円に送付します。
We send temporary Proof of
Residence (2012) in May in
2012

外国人住民票の作成対象者の方に
は、外国人登録原票を基にして世帯ご
とに仮住民票を作成して送付しま
す。

発送時期は5月中旬以降を予定し
ていますので、内容をご確認ください。
実際は新しい住所に引っ越ししている
役所に届け出でない方は、住所が確
認できないため住民票が作成されな
い場合があります。住民票は、仮住民票
に記載された内容で作成しますので、
仮住民票の通知内容が実際とは異
なっている(世帯構成員の中に住所変
更などがある)場合には、速やかに届
け出をお願いします。

